

商品名	
○住宅サポートローンワイド	
保証会社	○一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	○次の要件全てに該当する方 ①当金庫の営業地区内に居住または勤務している方 ②申込時の年齢が満20歳以上で最終返済時の年齢が満80歳以下の方 ③安定継続した収入があること ④次のいずれにも該当しないこと ・ 仮差押・差押を受けた方、競売の開始決定があった方、または破産・再生手続開始等の申立があった方 ・ 租税公課を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・ 延滞債務のある方 ・ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ・ 著しく信用を失墜した方 ・ 制限行為能力者である方 ・ 反社会的勢力 ⑤当金庫が貸付を実行して差し支えないと認められる方 ⑥日本国籍を有する方または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者の方 ⑦当金庫の住宅ローン（有担保）を契約中の方 ⑧当該住宅ローンの連帯債務者（予定者を含む）の方も対象 ⑨一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
お使いみち	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの ① 申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が必要とする資金 ※申込日時時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます） ※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限ります。
ご融資金額	○500万円以内
ご融資期間	○3ヶ月以上20年以内
貸付形式	○証書貸付
ご融資利率	○変動金利型：当金庫の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を基準とする変動利率 ※適用金利は、窓口までお問い合わせください。当金庫ホームページでもご覧いただけます。
ご返済方法	○毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヶ月以内） ※融資金額の50%以内につき6ヶ月ごとの増額（ボーナス）返済併用可
連帯保証人・担保	○不要
保証料	○（毎月払い方式） ※ご融資利率に含まれます。
遅延損害金	○年14.60%
支払方法	○購入先等に振込 ※融資金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは当金庫の判断で振込

商品名	○住宅サポートローンワイド
	しなくても可 ※支払済資金は除きます。
必要書類	○本人確認資料 運転免許証（表裏）＜運転免許証を提出できない場合、個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード（表裏）、運転経歴証明書（表裏）＞ 申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかで確認します。 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・住民票抄本（在留資格の記載があるもの） ○資金使途確認書類 ・支払済資金の場合は領収書、通帳等 ・資金使途①に該当する場合、パンフレット等 ・資金使途②に該当する場合、当初の資金使途が確認できる書類は不要 ○年収確認書類 ・公的所得証明、源泉徴収票等の年収確認書類
手数料	○繰上げ返済時には、金庫所定の手数料がかかります。
その他	○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。 ○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
保証対象と ならないもの	○個人間売買による購入費用 ○支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ○株式購入費用 自社株の取得、設立・増資に伴う費用も含まれます。 ○投機的な性格の費用 ギャンブル等に用いられる費用、相場の変動を利用して利益を得ることを目的とした取（暗号資産の購入等）も含まれます。 ○税金支払費用 例外として、当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象とします。 ○転貸費用 申込人から第三者への転貸費用 ○当該住宅ローンの不足費用 住宅ローン資金使途の対象であるが担保不足等により住宅ローンに含められなかった費用（住宅取得にかかる自己資金に充てるものも含まれます。）
苦情処理処置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0855-22-1851）にお申し出ください。

商品名	○住宅サポートローンワイド
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申し出ください。

日本海信用金庫